

# 動物愛護管理法

## 愛護

動物の虐待・遺棄の防止  
動物の適切な取扱い  
動物の健康及び安全の保持  
動物愛護を広めよう!!

## 管理

動物による危害の防止  
生活環境保全上の支障の防止  
人への迷惑の防止  
人の生命、身体、財産、  
生活環境を守ろう!!

### 動物の 愛護及び管理 に関する法律

#### 適切な取扱いとは?

- ・適切に食事や水を与える
- ・健康の管理を行う
- ・動物の種類、習性等を考えて、飼う環境を整える

人と動物の共生する  
社会の実現を図る  
ことを目的としています。

## ① 終生飼養の徹底

- ▶ 飼い主には、**終生飼養**の責任があります。最後まで愛情と責任をもって飼いましょう。
- ▶ どうしても飼えなくなってしまうたら…  
飼い主自身が責任をもって譲渡先を見つけましょう。  
→ 新たな飼い主を探す  
→ 動物愛護団体に相談する など
- ▶ 自治体は終生飼養に反する引取りを拒否できるようになりました。



繰返し引取りを求める



近所から苦情がきた



高齢になったペットの介護ができない



引っ越しで飼えなくなった



病気で世話ができなくなった



思っていたより大きくなった

## ② 動物の購入にあたって

ペットショップ等の動物取扱業者から購入する際は、**現物確認・対面説明**が必要です。

- ▶ 56日齢規制(犬猫) = 生後56日を経過しない犬猫の販売の規制(H28年8月31日までは45日、それ以降に定めるまでの間は49日)



#### どうして日齢規制が必要なの?

生後一定期間は親兄弟と一緒に過ごさないと、吠え癖や咬み癖が強まったり攻撃的になったりといった問題行動が生じやすくなります。

幼齢期を親兄弟と過ごすことは大切です!

「動物の遺棄・虐待防止ポスター」

犯罪です。

不幸な命を産み出さないために  
不妊去勢しましょう。

動物の遺棄・虐待は

● 愛護動物を遺棄・虐待した場合 100万円以下の罰金  
● 愛護動物を殺傷した場合 2年以下の懲役または200万円以下の罰金

● 動物の愛護及び管理に関する法律  
第10条(愛護動物の殺傷) 第11条(愛護動物の遺棄) 第12条(愛護動物の虐待) 第13条(愛護動物の不妊去勢) 第14条(愛護動物の譲渡) 第15条(愛護動物の飼育) 第16条(愛護動物の引取り) 第17条(愛護動物の保護) 第18条(愛護動物の管理) 第19条(愛護動物の処分) 第20条(愛護動物の引取り) 第21条(愛護動物の保護) 第22条(愛護動物の管理) 第23条(愛護動物の処分)

環境省 警察庁